

## 鹿 児 島 県 公 報

令和 4 年 3 月 25 日（金）第 297 号の 3



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- 保安林の指定（3件）（森づくり推進課取扱い） 1
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止（高齢者生き生き推進課取扱い） 3
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止（高齢者生き生き推進課取扱い） 3
- くろまぐろ（小型魚）に関する知事管理漁獲可能量の変更（水産振興課取扱い） 3
- くろまぐろ（大型魚）に関する知事管理漁獲可能量の変更（水産振興課取扱い） 4
- 特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定（水産振興課取扱い） 4
- 団体営土地改理事業の換地計画の認可申請を適当とする決定（農地整備課取扱い） 4
- 基本測量の実施（2件）（監理課取扱い） 5
- 公共測量の終了（3件）（監理課取扱い） 5
- 都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課取扱い） 5
- 土地区画整理事業の換地処分（都市計画課取扱い） 6
- 鹿児島県手数料徴収条例別表第1 土木部の表14の2の2の項に規定する知事が認める書類（※）（建築課取扱い） 6
- 令和4年度自衛官の募集（危機管理課取扱い） 6
- 一般競争入札公告（かごしま県民交流センター取扱い） 7
- 鹿児島県職員採用試験公告（総務課取扱い） 9
- 警備業貴重品運搬警備業務1級及び同2級検定実施公告（生活安全企画課取扱い） 11
- 警備業雑踏警備業務1級検定実施公告（生活安全企画課取扱い） 14

## 告 示

## 鹿児島県告示第236号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和 4 年 3 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林の所在場所  
霧島市牧園町下中津川字下木登迫2314番1，2314番2，2315番4，2315番6，字坂上2433番4から2433番6まで
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字下木登迫2314番1・2314番2・2315番4・2315番6・字坂上2433番4から2433番6

まで（以上 7 筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 鹿児島県告示第 237 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和 4 年 3 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林の所在場所  
鹿児島郡十島村中之島字ケブシ 77 番
  - 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐は、択伐による。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び十島村役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 鹿児島県告示第 238 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和 4 年 3 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林の所在場所  
鹿児島郡十島村中之島字宮水流 2 番 1（次の図に示す部分に限る。）、字里村 4 番，9 番 1，字上山 158 番
  - 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐は、択伐による。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び十島村役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 鹿児島県告示第239号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

令和4年3月25日

鹿児島県知事 塩田康一

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
枕崎市社会福祉協議会ホームヘルプステーション	枕崎市寿町178番地	社会福祉法人枕崎市社会福祉協議会	枕崎市寿町180番地	赤木 正勝	令和4年3月31日	訪問介護
日置市医師会ヘルパーステーション	日置市伊集院町妙円寺一丁目2200番680	一般社団法人日置市医師会	日置市伊集院町妙円寺一丁目72番10号	山之内梅節	令和4年3月31日	訪問介護
医療法人大成会牧園ヘルパーステーション	霧島市牧園町宿窪田939番地	医療法人大成会	霧島市牧園町宿窪田941番地1	寺脇 照代	令和4年3月31日	訪問介護
つわぶき	熊毛郡屋久島町安房2407番地214	合同会社ライフサポート大峯	熊毛郡屋久島町安房2407番地214	柏木 妙子	令和4年3月31日	訪問介護
日置市医師会訪問看護ステーション	日置市伊集院町妙円寺一丁目2200番680	一般社団法人日置市医師会	日置市伊集院町妙円寺一丁目72番10号	山之内梅節	令和4年3月31日	訪問看護
社会福祉法人日置市社会福祉協議会通所介護日吉事業所	日置市日吉町日置1205番地1	社会福祉法人日置市社会福祉協議会	日置市日吉町日置1132番地1	宮路 高光	令和4年3月31日	通所介護

## 鹿児島県告示第240号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

令和4年3月25日

鹿児島県知事 塩田康一

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
日置市医師会訪問看護ステーション	日置市伊集院町妙円寺一丁目2200番680	一般社団法人日置市医師会	日置市伊集院町妙円寺一丁目72番10号	山之内梅節	令和4年3月31日	介護予防訪問看護

## 鹿児島県告示第241号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、くろまぐろ（小型魚）に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更した。

令和4年3月25日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 管理の対象となる期間  
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 2 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量  
49.2トン

## 3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分数量
鹿児島県定置漁業（上半期）	4.6トン
鹿児島県定置漁業（下半期）	37.6トン
鹿児島県その他のくろまぐろ（小型魚）漁業（上半期）	0.1トン
鹿児島県その他のくろまぐろ（小型魚）漁業（下半期）	6.9トン

## 鹿児島県告示第242号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、くろまぐろ（大型魚）に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更した。

令和4年3月25日

鹿児島県知事 塩田康一

## 1 管理の対象となる期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

## 2 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量

18.6トン

## 3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分数量
鹿児島県定置漁業	16.8トン
鹿児島県その他のくろまぐろ（大型魚）漁業	1.8トン

## 鹿児島県告示第243号

阿久根市波留6254番地 倉津正治及び阿久根市波留6543番地 8 和田徳幸からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和4年3月25日

鹿児島県知事 塩田康一

## 区域及び区分

- 区域 阿久根市阿久根区域（阿久根市の地区のうち阿久根市黒之浜区域、阿久根市折口区域、阿久根市大川区域及び阿久根市西目区域を除く地区）
- 区分 主としてごち網漁業を営む漁業、主としてふぐかご漁業を営む漁業又は主としてきびなご流網漁業を営む漁業

## 鹿児島県告示第244号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、志布志市が行う土地改良事業団体営中山間地域総合整備（生産基盤型）有明地区鍋久木迫換地区の換地計画に係る認可申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議の申出をすることができる。

令和4年3月25日

鹿児島県知事 塩田康一

## 1 縦覧書類の名称

換地計画書の写し

## 2 縦覧期間

令和4年3月28日から同年4月22日まで

## 3 縦覧場所

志布志市役所耕地林務水産課

**鹿児島県告示第245号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により，国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和4年3月25日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）
- 2 作業の期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 3 作業の地域 鹿児島県全域

**鹿児島県告示第246号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により，国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和4年3月25日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 基本測量（国土広域情報修正）
- 2 作業の期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 3 作業の地域 鹿児島県全域

**鹿児島県告示第247号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により，大隅地域振興局農林水産部曾於畑地かんがい農業推進センター所長から令和3年7月30日鹿児島県告示第852号で告示した公共測量の実施は，令和4年3月7日終了した旨の通知があった。

令和4年3月25日

鹿児島県知事 塩田康一

**鹿児島県告示第248号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により，大隅地域振興局農林水産部曾於畑地かんがい農業推進センター所長から令和3年7月30日鹿児島県告示第852号で告示した公共測量の実施は，令和4年3月7日終了した旨の通知があった。

令和4年3月25日

鹿児島県知事 塩田康一

**鹿児島県告示第249号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により，喜界町長から令和4年1月28日鹿児島県告示第72号で告示した公共測量の実施は，令和4年3月9日終了した旨の通知があった。

令和4年3月25日

鹿児島県知事 塩田康一

**鹿児島県告示第250号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により指宿市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので，同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により，次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和4年3月25日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画の種類及び名称
  - (1) 種類 指宿都市計画道路

- (2) 名称 3・4・3号渡瀬通線  
 2 関係図書の縦覧場所  
 鹿児島県土木部都市計画課

**鹿児島県告示第251号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、指宿市から次のとおり換地処分をした旨の届出があった。

令和 4 年 3 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 土地区画整理事業の名称  
 指宿都市計画事業湊土地区画整理事業  
 2 換地処分の年月日  
 令和 4 年 3 月 8 日

**鹿児島県告示第252号**

鹿児島県手数料徴収条例（平成12年鹿児島県条例第11号）別表第1土木部の表14の2の2の項に規定する知事が認める書類を次のとおり定め、令和4年4月1日から施行する。

令和 4 年 3 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県手数料徴収条例別表第1土木部の表14の2の2の項の(1)のア及び(2)のアに規定する知事が認める書類は、公益財団法人マンション管理センターが発行する管理計画に係る事前確認適合証とする。

**鹿児島県告示第253号**

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、令和4年度第2・3・4次の自衛官の募集について次のとおり告示する。

令和 4 年 3 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 募集種目  
 (1) 男子  
 自衛官候補生  
 (2) 女子  
 自衛官候補生  
 2 募集期間  
 (1) 男子  
 令和 4 年 4 月 1 日から同年 6 月 3 日まで  
 (2) 女子  
 令和 4 年 4 月 1 日から同年 6 月 3 日まで  
 3 試験期日  
 (1) 筆記試験（WEB試験）  
 令和 4 年 6 月 4 日から同月 11 日まで  
 (2) 口述試験及び身体検査  
 令和 4 年 6 月 12 日  
 4 応募年齢  
 令和 5 年 4 月 1 日において18歳以上  
 令和 5 年 6 月 30 日において33歳未満の者  
 5 試験場の位置及び名称

試 験 場 の 位 置	試 験 場 の 名 称
霧島市国分福島二丁目4番14号	陸上自衛隊国分駐屯地
奄美市名瀬永田町17番3号及び奄美市名瀬	鹿児島県大島支庁及び陸上自衛隊奄美駐屯

大字大熊字中畑266番49	地
西之表市西之表16314番地 6	種子島合同庁舎（国）及び委託病院
大島郡徳之島町亀津7203番地	徳之島町役場及び委託病院
薩摩川内市冷水町字上床539番地 2	（予備：陸上自衛隊川内駐屯地）

## 6 応募手続

応募しようとする者は、志願票に所定の事項を記入の上、住所地を管轄する市町村長に提出すること。

なお、志願票は、各市町村において交付する。

## 公 告

### 一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の借入れについて、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和 4 年 3 月 25 日

かごしま県民交流センター副館長 濱弓場厚志

## 1 入札に付する事項

- (1) 借入れをする物品等の名称及び数量  
中央監視設備装置の賃貸借 一式
- (2) 借入れをする物品等の特質等  
入札説明書による。
- (3) 納入期限  
令和 5 年 2 月 24 日
- (4) 納入場所  
入札説明書による。
- (5) 借入期間  
令和 5 年 3 月 1 日から令和12年 8 月 31 日まで

なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 所定の機能等証明書を令和 4 年 4 月 8 日午後 5 時 15 分までに 3 の(3)のイの(ア)の場所に提出し、当該物品を納入することができることを証明した者であること。

なお、提出した機能等証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

## 3 入札の方法等

## (1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和4年4月19日午前10時

イ 場所 かがしま県民交流センター東棟3階小研修室第1

(3) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(㍑) 交付場所

かがしま県民交流センター県民交流課

鹿児島市山下町14番50号 郵便番号 892-0816

(㍒) 交付期限

令和4年4月8日午後5時15分

4 契約条項を示す場所及び期限

3の(3)のイに同じ。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

(2) 契約保証金

免除する。

6 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 送付，電報又は電送の方法による入札

(8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

7 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

8 最低制限価格

設定しない。

9 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

かがしま県民交流センター県民交流課

鹿児島市山下町14番50号 郵便番号 892-0816

電話番号 099-221-6602

ファックス番号 099-221-6640



## 人事委員会公告

## 鹿児島県職員採用試験公告

令和 4 年度鹿児島県職員採用試験（民間企業等職務経験者対象・短大卒業程度・高校卒業程度）を次のとおり実施する。

令和 4 年 3 月 25 日

鹿児島県人事委員会委員長 西啓一郎

## 1 試験名、試験区分及び主な職務内容

試験名	試験区分	主な職務内容	
県職員採用試験（民間企業等職務経験者対象）	行政	知事部局における事務	
	U I タ ー ン 枠	農 業	知事部局におけるそれぞれの専門的業務
		畜 産	
		農業土木	
		林 業	
		水 産	
土 木			
保 健 師			
県職員採用試験（短大卒業程度）	一般事務	知事部局における事務	
	教育事務	市町村立小・中学校又は教育委員会等における事務	
	土 木	知事部局における専門的業務	
県職員採用試験（高校卒業程度）	一般事務	知事部局又は教育委員会（県立学校等を含む。）における事務	
	警察事務	警察本部（警察署を含む。）における事務	
	農業土木	知事部局におけるそれぞれの専門的業務	
	林 業		
	土 木		
建 築			

## 2 受験資格

(1) 次に該当する者（年齢は令和 5 年 3 月末現在の満年齢）

試験名	受 験 資 格
県職員採用試験（民間企業等職務経験者対象）	次の全ての要件を満たす者 ア 行政については、昭和58年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者 イ U I ターン枠については、昭和38年4月2日以降に生まれた者 ウ 保健師については、保健師の免許取得者又は令和5年3月31日までに 行われる国家試験により取得見込みの者 エ 各試験区分において、次に掲げる職務経験を5年以上有する者 (ア) 行政 民間企業等又は鹿児島県外に本庁等所在地を置く公的機関の職務 経験 (イ) U I ターン枠 鹿児島県外に本社・本庁等所在地を置く民間企業等又は公的機関 の職務経験
県職員採用試験（短大卒業程度）	平成7年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者
県職員採用試験（高校	平成13年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者

卒業程度)

(2) 次のいずれかに該当する者は受験できない。

ア 日本の国籍を有しない者（保健師を除く。）

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 鹿児島県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

オ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とする者以外）

カ 県職員採用試験（民間企業等職務経験者対象）「行政」受験者にあつては、現に鹿児島県内に本庁等所在地を置く公的機関の職員である者（任期の定めのある職員は除く。）

キ 県職員採用試験（民間企業等職務経験者対象）「UIターン枠」受験者にあつては、現に鹿児島県内に本社・本庁等所在地を置く民間企業等又は公的機関の職員である者（公的機関において任期の定めのある職員は除く。）

## 3 試験の方法、時期及び場所

## (1) 第1次試験

試験名	試験日	試験地	試験種目		合格発表
県職員採用試験（民間企業等職務経験者対象）	令和4年6月1日（水）から同月24日（金）まで	—	アピールシート（注1）		令和4年9月9日（金）
	令和4年8月14日（日）（注2）	鹿児島市 東京都	行政	SPI3（基礎能力試験）、経験論文試験（注1）	
UIターン枠			SPI3（基礎能力試験）、専門試験		
県職員採用試験（短大卒業程度）	令和4年9月25日（日）	鹿児島市	教養試験、専門試験、エントリーシート（提出書類）（注3）		令和4年10月3日（月）
県職員採用試験（高校卒業程度）			教養試験、専門試験（注4）、エントリーシート（提出書類）（注3）		

(注1) アピールシート及び経験論文試験の内容は、第2次試験の面接試験の参考とする。

(注2) アピールシート通過者を対象に実施する。

(注3) エントリーシートは、第2次試験の面接試験においても使用する。

(注4) 専門試験は、農業土木、林業、土木、建築で実施する。

## (2) 第2次試験

試験名	試験日	試験地	試験種目	合格発表
県職員採用試験（民間企業等職務経験者対象）	令和4年9月中旬から10月中旬	鹿児島市	面接試験、面接シート（提出書類）、適性検査	令和4年10月下旬
県職員採用試験（短大卒業程度）	令和4年10月中旬から11月上旬		論文試験（注1）、専門試験（注2）、面接試験、適性検査	令和4年11月中旬
県職員採用試験（高校卒業程度）			作文試験、面接試験、適性検査	

(注 1) 論文試験は、一般事務及び教育事務で実施する。

(注 2) 専門試験は、土木で実施する。

#### 4 受験申込手続等

(1) インターネットにより申し込むこと。

	県職員採用試験 (民間企業等職務経験者対象)	県職員採用試験 (短大卒業程度)	県職員採用試験 (高校卒業程度)
申込受付期間	令和 4 年 6 月 1 日 (水) 午前 8 時 30 分から同月 24 日 (金) 午後 5 時 15 分までに鹿児島県電子申請共同運営システムのサーバーに到達したもの。	令和 4 年 8 月 3 日 (水) 午前 8 時 30 分から同月 19 日 (金) 午後 5 時 15 分までに鹿児島県電子申請共同運営システムのサーバーに到達したもの。	
受験申込方法	e (いー) 申請 (鹿児島県電子申請共同運営システム) において、必要な事項を入力し、申し込むこと。		

(2) 受験申込みは、一試験につき一試験区分に限る。

(3) 受験申込書の受理後における試験区分及び試験地の変更は認めない。

#### 5 採用候補者名簿の作成方法

(1) 最終合格者は、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として 1 年間である。

#### 6 給与

(1) 県職員採用試験 (民間企業等職務経験者対象)

給与は、鹿児島県職員の給与に関する条例等に基づき支給される。

現行条例によれば、例えば、採用時の年齢が 30 歳で、大学卒業後民間企業等における職務経験が 8 年の場合、給料月額 250,000 円程度が支給される。このほか、通勤手当、住居手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が、それぞれの手当支給条件に応じて支給される。

(2) 県職員採用試験 (短大卒業程度及び高校卒業程度)

給与は、鹿児島県職員の給与に関する条例等に基づき支給される。

現行条例によれば、行政職給料表では、基準となる給料月額下表のとおりとなり、職務経歴等のある場合には、この額に一定の基準で加算されることがある。このほか、通勤手当、住居手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が、それぞれの手当支給条件に応じて支給される。

短大卒業程度	163,600円
高校卒業程度	151,000円

#### 7 その他

各試験の詳細については、別に試験案内を交付する。

#### 8 問合せ先

鹿児島県人事委員会事務局

郵便番号 890-8577

鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 県庁 (行政庁舎) 12 階

電話 (直通) 099-286-3893, 099-286-3894

## 公安委員会公告

警備業貴重品運搬警備業務 1 級及び同 2 級検定実施公告

警備業法 (昭和 47 年法律第 117 号) 第 23 条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対し、警備業貴重品運搬警備業務 1 級及び同 2 級検定を宮崎県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

令和 4 年 3 月 25 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

#### 1 検定の種別及び級の区分

- (1) 貴重品運搬警備業務 1 級
- (2) 貴重品運搬警備業務 2 級
- 2 検定の実施日時，実施場所及び受検定員
  - (1) 実施日時
    - ア 貴重品運搬警備業務 1 級  
令和 4 年 7 月 7 日（木）午前 9 時から午後 5 時まで
    - イ 貴重品運搬警備業務 2 級  
令和 4 年 7 月 6 日（水）午前 9 時から午後 5 時まで
    - ウ 検定当日の受付時間  
午前 8 時 30 分から午前 9 時まで
  - (2) 実施場所  
鹿児島県警察本部（鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号）
  - (3) 受検定員  
いずれの検定も 30 人（宮崎県公安委員会が受け付ける受検者を含むものとし，申請の受付先着順とする。）
- 3 検定の受検資格
  - (1) 貴重品運搬警備業務 1 級  
鹿児島県内に住所を有する者又は鹿児島県内の営業所に属する警備員のうち，次のいずれかに該当する者
    - ア 貴重品運搬警備業務 2 級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって，当該合格証明書の交付を受けた後，貴重品運搬警備業務に従事した期間が 1 年以上である者
    - イ 鹿児島県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
  - (2) 貴重品運搬警備業務 2 級  
鹿児島県内に住所を有する者又は鹿児島県内の営業所に属する警備員
- 4 検定の方法及び内容
  - (1) 貴重品運搬警備業務 1 級
    - ア 学科試験
      - (㊦) 警備業務に関する基本的な事項に関すること。
      - (イ) 法令に関すること。
      - (㊧) 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
      - (㊨) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。
      - (㊩) 運搬中の現金，貴金属，有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
    - イ 実技試験
      - (㊦) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
      - (イ) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。
      - (㊧) 運搬中の現金，貴金属，有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
  - (2) 貴重品運搬警備業務 2 級
    - ア 学科試験
      - (㊦) 警備業務に関する基本的な事項に関すること。
      - (イ) 法令に関すること。
      - (㊧) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
      - (㊨) 運搬中の現金，貴金属，有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
    - イ 実技試験
      - (㊦) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
      - (イ) 運搬中の現金，貴金属，有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合に

おける応急の措置に関すること。

## 5 検定申請の手続

### (1) 受付の期間及び時間帯

#### ア 期間

令和 4 年 4 月 18 日（月）から同年 5 月 6 日（金）まで（鹿児島県の休日を定める条例（平成元年鹿児島県条例第 37 号）第 1 条の県の休日を除く。）

#### イ 時間帯

午前 8 時 30 分から午後 4 時まで

### (2) 提出書類

#### ア 貴重品運搬警備業務 1 級

(ア) 警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「検定規則」という。）第 9 条の検定申請書（別記様式第 1 号。以下「検定申請書」という。）

1 通

(イ) 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 葉

(ウ) 受検者の住所地を疎明する書面（鹿児島県内に住所を有する場合に限る。） 1 通

(エ) 鹿児島県内の営業所に属することを疎明する書面（鹿児島県外に住所を有する警備員又は鹿児島県内に住所を有する警備員で、受検者の住所地を疎明する書面を提出しない者に限る。） 1 通

(オ) 貴重品運搬警備業務 2 級の検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、貴重品運搬警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを疎明する書面（3 の(1)のイに該当する場合に限る。） 1 通

(カ) 貴重品運搬警備業務に係る 1 級検定受検資格認定書の写し（3 の(1)のイに該当する場合に限る。） 1 通

#### イ 貴重品運搬警備業務 2 級

(ア) 検定申請書 1 通

(イ) 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 葉

(ウ) 受検者の住所地を疎明する書面（鹿児島県内に住所を有する場合に限る。） 1 通

(エ) 鹿児島県内の営業所に属することを疎明する書面（鹿児島県外に住所を有する警備員又は鹿児島県内に住所を有する警備員で受検者の住所地を疎明する書面を提出しない者に限る。） 1 通

### (3) 申請先及び申請方法

#### ア 申請先

受検者が鹿児島県内に住所を有する場合におけるその者の住所地又は受検者が鹿児島県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

#### イ 申請方法

受検者本人がアの申請先に直接持参により申請すること（受検者本人以外による申請、郵送等による申請は認めない。）。

## 6 検定手数料

貴重品運搬警備業務 1 級及び同 2 級ともに、16,000 円（16,000 円分の鹿児島県収入証紙を検定申請書に貼付して提出すること。）

なお、検定申請書を受け付けた後は、検定手数料は返還しない。

## 7 その他

(1) 本検定の学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

なお、実技試験においても、合格点に達しないことが明らかになった場合は、その時点

で当該受検者に対する実技試験を中止し、以降の実技試験は行わない。

- (2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴及び雨着（雨天時のみ）を持参すること。
  - (3) 合格者発表は、検定当日、検定の実施場所において行う。
  - (4) 検定当日、合格者に対しては検定規則第11条の成績証明書を交付する。
  - (5) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、検定を延期し、又は中止する場合がある。
- 8 本検定に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先  
鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター  
電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）

.....

#### 警備業雑踏警備業務 1 級検定実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対し、警備業雑踏警備業務 1 級検定を宮崎県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

令和 4 年 3 月 25 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

#### 1 検定の種別及び級の区分

雑踏警備業務 1 級

#### 2 検定の実施日時、検定当日の受付時間、実施場所及び受検定員

##### (1) 実施日時

令和 4 年 7 月 27 日（水）午前 9 時から午後 5 時まで

##### (2) 検定当日の受付時間

午前 8 時 30 分から午前 9 時まで

##### (3) 実施場所

鹿児島県警察本部（鹿児島市鴨池新町10番 1 号）

##### (4) 受検定員

30人（宮崎県公安委員会が受け付ける受検者を含むものとし、申請の受付先着順とする。）

#### 3 検定の受検資格

鹿児島県内に住所を有する者又は鹿児島県内の営業所に属する警備員のうち、次のいずれかに該当する者

(1) 雑踏警備業務 2 級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が 1 年以上である者

(2) 鹿児島県公安委員会が(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

#### 4 検定の方法及び内容

##### (1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項に関すること。

イ 法令に関すること。

ウ 雑踏の整理に関すること。

エ 雑踏警備業務の管理に関すること。

オ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

##### (2) 実技試験

ア 雑踏の整理に関すること。

イ 雑踏警備業務の管理に関すること。

ウ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

#### 5 検定申請の手続

##### (1) 受付の期間及び時間帯

###### ア 期間

令和 4 年 5 月 9 日（月）から同月 20 日（金）まで（鹿児島県の休日を定める条例（平成元年鹿児島県条例第 37 号）第 1 条の県の休日を除く。）

## イ 時間帯

午前 8 時 30 分から午後 4 時まで

## (2) 提出書類

ア 警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「検定規則」という。）第 9 条の検定申請書（別記様式第 1 号。以下「検定申請書」という。） 1 通

イ 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 葉

ウ 受検者の住所地を疎明する書面（鹿児島県内に住所を有する場合に限る。） 1 通

エ 鹿児島県内の営業所に属することを疎明する書面（鹿児島県外に住所を有する警備員又は鹿児島県内に住所を有する警備員で受検者の住所地を疎明する書面を提出しない者に限る。） 1 通

オ 雑踏警備業務 2 級の検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを疎明する書面（3 の(1)に該当する場合に限る。） 1 通

カ 雑踏警備業務に係る 1 級検定受検資格認定書の写し（3 の(2)に該当する場合に限る。） 1 通

## (3) 申請先及び申請方法

## ア 申請先

受検者が鹿児島県内に住所を有する場合におけるその者の住所地又は受検者が鹿児島県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

## イ 申請方法

受検者本人がアの申請先に直接持参により申請すること（受検者本人以外による申請、郵送等による申請は認めない。）。

## 6 検定手数料

13,000 円（13,000 円分の鹿児島県収入証紙を検定申請書に貼付して提出すること。）

なお、検定申請書を受け付けた後は、検定手数料は返還しない。

## 7 その他

(1) 本検定の学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

なお、実技試験においても、合格点に達しないことが明らかになった場合は、その時点で当該受検者に対する実技試験を中止し、以降の実技試験は行わない。

(2) 受検に際しては、筆記用具及び室内用運動靴を持参すること。

(3) 合格者発表は、検定当日、検定の実施場所において行う。

(4) 検定当日、合格者に対しては検定規則第 11 条の成績証明書を交付する。

(5) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、検定を延期し、又は中止する場合がある。

## 8 検定に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先

鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター

電話番号 099-206-0110（内線 3032・3033）